

不足額給付 対象確認フローチャート

令和7年（2025年）1月1日時点で、紀美野町に住民票がある。または、紀美野町在住ではないが、令和7年度個人住民税が紀美野町で課税・非課税決定されている。

はい

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割が、定額減税前でどちらも0円である。

はい

低所得世帯向け給付の世帯主や世帯員として該当した。

はい

【対象外】
令和5年度住民税非課税（均等割りのみ課税）世帯への給付、令和6年度新たに住民税非課税（均等割りのみ課税）世帯となった世帯への給付の対象世帯であったため対象外です。

いいえ

以下のいずれかに当てはまる。
・青色事業専従者 ・事業専従者（白色）
・合計所得金額が48万円を超える

はい

いいえ

【対象外】
扶養親族として定額減税の対象になっている等の理由により対象外です。

令和7年1月1日時点で専従主と別の自治体に住んでいる。
(専従主が紀美野町外、専従者が紀美野町在住)

はい

いいえ

申請書
窓口での申請が必要です。

公金受取口座の登録がある、または紀美野町で当初調整給付金を受給したなどにより、紀美野町で対象者の口座情報が把握できる。

はい

いいえ

給付2
お知らせ
(申請不要)

給付2
確認書
(申請必要)

いいえ

【対象外】
令和7年1月1日時点で住民票があった自治体にお問い合わせください。

いいえ

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれない額が1円以上発生している。

はい

いいえ

【対象外】
定額減税しきれているため対象外です。

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割の控除外額を足した額（1万円未満は切り上げ）を、令和6年当初調整給付金として受給している。

はい

いいえ

【対象外】
当初調整給付金から不足額が発生していないため対象外です。

公金受取口座の登録がある、または紀美野町で当初調整給付金を受給したなどにより、紀美野町で対象者の口座情報が把握できる。

はい

いいえ

給付1
お知らせ
(申請不要)

給付1
確認書
(申請必要)

お知らせ、確認書については対象者あてに郵送します。